



医師をはじめとする

当院職員との面談の時刻について

(お願い)

今、「働き方改革」が国において議論されています。その中で厚生労働省は、「医師の働き方改革に関する検討会」を設置し、医師の過重労働・長時間労働を問題の一つとして取り上げ、議論を進めています。

その昔、医師は早朝から深夜まで患者さんを診療することは医師自身の勉強であると考え、ひいては患者さんのためになると考えて、医療に取り組んできました。しかし昨今、医師の過労死や自殺の問題がクローズアップされ、そのような考え方を改めていく必要性が生じてきました。平成29年4月にまとめられました「新たな医療の在り方を踏まえた医師・看護師等の働き方ビジョン検討会」の報告書の中においても、医療従事者の自己犠牲を伴う負担と士気に過度に依存をしたシステムから脱却をすべきではないかという指摘がなされています。

現在の医療においては、インフォームド・コンセント「説明とそれに基づく同意」により診療の方針が決定されます。医療を受ける患者さんが自律に基づく自己決定を行うためには、医療者の丁寧な説明とそれに基づく患者さんの理解、そして決定するという手順を踏んでいくことが必要であり、これにはたいへん時間と手間がかかります。

当院では、今後もインフォームド・コンセントを継続していくにあたり、医師をはじめ当院職員との面談を行う場合、原則として勤務時間内（平日午前8時30分から午後5時15分まで）に実施できますようご協力をお願いいたします。